

# 苫小牧工業高等専門学校契約審査委員会規則

規則第87号

制 定 平成21年4月1日

一部改正 平成30年2月22日

(設置)

**第1条** 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号。以下「機構契約規則」という。）第15条第1項の規定に基づき、契約審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 機構契約規則第32条第4項の規定により意見を求められた事項
- 二 その他契約に係る重要事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 事務部長
- 二 総務課長
- 三 総務課課長補佐（財務担当）

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第5条** 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

**第6条** 委員会の事務は、総務課において行う。

(雑則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。